

令和 7 年 第 1 回

かつらぎ町議会定例会（9 月会議）

議

案

令和 7 年 8 月 2 8 日提出

令和7年第1回かつらぎ町議会定例会（9月会議）付議事件

議案第100号	かつらぎ町教育委員会委員の任命について	1
議案第101号	かつらぎ町固定資産評価審査委員会委員の選任について	2
議案第102号	人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて	3
議案第103号	人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて	4
議案第104号	かつらぎ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について	5
議案第105号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	13
議案第106号	かつらぎ町児童遊園等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	17
議案第107号	かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について	19
議案第108号	工事請負契約の締結について	21
議案第109号	工事請負契約の締結について	22
議案第110号	物品売買契約の締結について	23
議案第111号	物品売買契約の締結について	24
議案第112号	令和6年度かつらぎ町一般会計決算認定について	25
議案第113号	令和6年度かつらぎ町シビックセンター特別会計決算認定について	26
議案第114号	令和6年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計決算認定について	27
議案第115号	令和6年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業特別会計決算認定について	28
議案第116号	令和6年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計決算認定について	29
議案第117号	令和6年度かつらぎ町介護保険事業特別会計決算認定について	30
議案第118号	令和6年度花園地域交流推進施設運営事業特別会計決算認定について	31
議案第119号	令和6年度かつらぎ町水道事業会計決算認定について	32
議案第120号	令和6年度かつらぎ町下水道事業会計決算認定について	33
議案第121号	令和6年度かつらぎ町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	34
議案第122号	令和6年度かつらぎ町下水道事業会計資本金の額の減少について	36
議案第123号	令和7年度かつらぎ町一般会計補正予算（第6号）	38

議案第 1 2 4 号	令和 7 年度かつらぎ町シビックセンター特別会計補正予算 (第 1 号)	72
議案第 1 2 5 号	令和 7 年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)	76
議案第 1 2 6 号	令和 7 年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業特別会計 補正予算 (第 2 号)	87
議案第 1 2 7 号	令和 7 年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 2 号)	91
議案第 1 2 8 号	令和 7 年度かつらぎ町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) ...	97
議案第 1 2 9 号	令和 7 年度かつらぎ町水道事業会計補正予算 (第 3 号)	110
議案第 1 3 0 号	令和 7 年度かつらぎ町下水道事業会計補正予算 (第 3 号)	121

議案第 100 号

かつらぎ町教育委員会委員の任命について

下記の者を、かつらぎ町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

住 所

[REDACTED]

氏 名

つば い しず か
坪 井 静 香

生年月日

[REDACTED]

提案理由

令和7年9月28日、菅野太佳子委員任期満了のため。

議案第 101 号

かつらぎ町固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を、かつらぎ町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

住所

氏 名 益 田 光 則

生年月日

提案理由

令和7年9月17日、益田光則委員任期満了のため。

議案第 102 号

人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて

下記の者を、人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

住所

氏 名 木 村 清 志

生年月日

提案理由

令和7年12月31日、高橋喜章委員の任期満了に伴う委員候補者の推薦。

議案第 103 号

人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて

下記の者を、人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

住所

氏 名

しの はら とう こ
篠 原 登 子

生年月日

提案理由

令和6年12月18日、谷口千明委員の逝去に伴う候補者の推薦。

議案第 104 号

かつらぎ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年かつらぎ町条例第33号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和7年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
地方公共団体情報システムの標準化に伴い、住登外者宛名番号管理機能を実装するため、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 月 日

かつらぎ町長

令和 7 年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

かつらぎ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年かつらぎ町条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

12教育委員会	かつらぎ町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費交付要綱(平成18年かつらぎ町教育委員会要綱第1号)による就学援助費の交付に関する事務であって規則で定めるもの
13教育委員会	かつらぎ町特別支援教育就学奨励費交付要綱(平成18年かつらぎ町教育委員会要綱第2号)による就学奨励費の交付に関する事務であって規則で定めるもの
14教育委員会	私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則(平成19年かつらぎ町教育委員会規則第9号)の規定によ

	る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
--	---------------------------

」を

「

12町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務
13教育委員会	かつらぎ町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費交付要綱(平成18年かつらぎ町教育委員会要綱第1号)による就学援助費の交付に関する事務であって規則で定めるもの
14教育委員会	かつらぎ町特別支援教育就学奨励費交付要綱(平成18年かつらぎ町教育委員会要綱第2号)による就学奨励費の交付に関する事務であって規則で定めるもの
15教育委員会	私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則(平成19年かつらぎ町教育委員会規則第9号)の規定による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
16教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務

」に

改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 町長	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項に関する情報(以下「住民票関係情報」という。)又は住登外者宛名番号管理機能により住登外者の情報の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)であって規則で定めるもの

		地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に規定する事項に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2町長	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるものの	住民票関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児入所支援若しくは措置(同法第27条第1項第3号の措置をいう。)に関する情報又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		児童手当法に規定する事項に関する情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給

		に関する法律(昭和39年法律第134号)その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
3町長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの
4町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令の規定により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
5町長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
6町長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
7町長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務であ	住民票関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 児童福祉法第21条の5の30に規定する他の法令による給

	って規則で定めるもの	付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
8町長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務のうち、和歌山県の事務処理の特例に関する条例(平成11年和歌山県条例第38号)の規定により知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとされている事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの
9町長	かつらぎ町ひとり親家庭医療費給付条例による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
10町長	かつらぎ町子ども医療費給付条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
11町長	かつらぎ町重度心身障害児者医療費の支給に関する条例による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
12町長	かつらぎ町老人医療費の支給に関する条例に関する医療費の給付事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
13町長	かつらぎ町高齢者肺炎球菌予防接種助成事業実施要綱による予防接種費の助成に関する事務であって規則で	重度心身障害児者関係情報であって規則で定めるもの

	定めるもの	
14町長	かつらぎ町一般不妊治療費助成事業実施要綱による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの
15町長	かつらぎ町紙おむつ等支給事業実施要綱による紙おむつ等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
16町長	かつらぎ町社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱による利用者負担額軽減に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
17町長	かつらぎ町介護保険料減免に関する要綱による保険料減免に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの
18町長	かつらぎ町営住宅の設置及び管理に関する条例による町営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの
19町長	かつらぎ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例による定住促進住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの
20町長	かつらぎ町コミュニティ住宅の設置及び管理に関する条例によるコミュニティ住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの

		則で定めるもの
21町長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
22町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務	住民票関係情報
23教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務	住民票関係情報

別表第3に次のように加える。

5教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務	町長	住登外者宛名情報
--------	---------------------------------	----	----------

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。

議案第 105 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等
に関する条例の一部を改正する条例制定について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成9年かつらぎ町条例第27号）
及び職員の育児休業等に関する条例（平成19年かつらぎ町条例第40号）の
一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和7年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例
の一部を改正する条例（案文別記）

2 提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度の
拡充をするため、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 月 日

かつらぎ町長

令和 7 年かつらぎ町条例第 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 9 年かつらぎ町条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条中「第 17 条の 2 第 1 項」を「第 17 条の 3 第 1 項」に改める。

第 17 条の 3 を第 17 条の 4 とし、第 17 条の 2 中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 17 条の 3 とし、第 17 条の次に次の 1 条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第 17 条の 2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成 19 年かつらぎ町条例第 40 号）第 21 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 職員の育児休業等に関する条例第 21 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対

象職員」という。) に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 職員の育児休業等に関する条例（平成19年かつらぎ町条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第17条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第18条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりににおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第19条第1項中「部分休業」の前に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第20条中「第13条の規定は、部分休業について準用する。」を「育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

3 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 106 号

かつらぎ町児童遊園等設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例制定について

かつらぎ町児童遊園等設置及び管理に関する条例（令和7年かつらぎ町条例
第19号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和7年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町児童遊園等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(案文別記)
- 2 提案理由
児童遊園等（中飯降第1ちびっ子広場）の用途廃止に伴い、所要の改正をい
たしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町児童遊園等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 月 日

かつらぎ町長

令和 7 年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町児童遊園等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

かつらぎ町児童遊園等設置及び管理に関する条例（令和 7 年かつらぎ町条例第 19 号）の一部を次のとおり改正する。

第 2 条の表中

中飯降第 1 ちびっ子広場	かつらぎ町大字中飯降 1 4 8 2 番地の 1
---------------	--------------------------

を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 107 号

かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年かつらぎ町条例第28号）等の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和7年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整備するため、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年 月 日

かつらぎ町長

令和7年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例等の一部を改正する条例

(かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部改正)

第1条 かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年かつらぎ町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

(かつらぎ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 かつらぎ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年かつらぎ町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年かつらぎ町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

工事請負契約の締結について

令和7年7月30日付け制限付一般競争入札に付した、かつらぎ町大字志賀地内、令和7年度 水道未普及地域解消事業 下志賀地区飲料水供給施設浄水場新設工事については、下記のとおり請負契約を締結するものとする。

令和7年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- | | |
|---------------|---|
| 1 契 約 の 目 的 | 令和7年度
水道未普及地域解消事業
下志賀地区飲料水供給施設浄水場新設工事 |
| 2 契 約 の 方 法 | 制限付一般競争入札 |
| 3 契 約 の 金 額 | 126,504,400円 |
| 4 契 約 の 相 手 先 | 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字星山49番地
株式会社 平岡広建設
代表取締役 平岡 昌高 |
| 5 支 出 科 目 | 4 款 衛生費
1 項 保健衛生費
3 目 環境衛生費
1 4 節 工事請負費 |

工事請負契約の締結について

令和7年7月31日付け指名競争入札に付した、かつらぎ町大字丁ノ町地内、令和7年度 妙寺団地建替事業 妙寺団地第4期建替建築工事（5号館）については、下記のとおり請負契約を締結するものとする。

令和7年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和7年度
妙寺団地建替事業
妙寺団地第4期建替建築工事（5号館） |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 393,360,000円 |
| 4 契約の相手先 | 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2325番地の1
株式会社 天野組
代表取締役 森下 昌幸 |
| 5 支出科目 | 8款 土木費
5項 住宅費
8目 公営住宅等整備事業費
14節 工事請負費 |

物品売買契約の締結について

令和6年度繰越明許 災害用トイレカーの購入については、下記のとおり売買契約を締結するものとする。

令和7年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和6年度繰越明許
災害用トイレカー購入事業 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約の金額 | 18,096,000 円 |
| 4 契約の相手先 | 愛知県尾張旭市北本地ヶ原町1丁目85番地
ケーイング株式会社
代表取締役 近藤 浩二 |
| 5 支出科目 | 9 款 消防費
1 項 消防費
7 目 防災費
17 節 備品購入費 |

議案第 111 号

物品売買契約の締結について

令和7年8月1日付け指名競争入札に付した、令和7年度 小型動力ポンプ積載車の購入については、下記のとおり売買契約を締結するものとする。

令和7年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 令和7年度
小型動力ポンプ積載車 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 16,734,800 円 |
| 4 契約の相手先 | 和歌山県和歌山市西浜892番地
株式会社 スズキ自販和歌山
代表取締役 森田 稔幸 |
| 5 支出科目 | 9 款 消防費
1 項 消防費
4 目 消防施設整備費
17 節 備品購入費 |

議案第 112 号

令和 6 年度かつらぎ町一般会計決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度かつらぎ町一般会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見書（写）を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 28 日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

議案第 113 号

令和6年度かつらぎ町シビックセンター特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度かつらぎ町シビックセンター特別会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見書（写）を付けて議会の認定に付する。

令和7年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

議案第 114 号

令和6年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見書（写）を付けて議会の認定に付する。

令和7年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

議案第 115 号

令和 6 年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業特別会計
決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業特別会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見書（写）を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 28 日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

議案第 116 号

令和6年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見書（写）を付けて議会の認定に付する。

令和7年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

議案第 117 号

令和6年度かつらぎ町介護保険事業特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度かつらぎ町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見書（写）を付けて議会の認定に付する。

令和7年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

議案第 118 号

令和6年度花園地域交流推進施設運営事業特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度花園地域交流推進施設運営事業特別会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見書（写）を付けて議会の認定に付する。

令和7年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

議案第 119 号

令和6年度かつらぎ町水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度かつらぎ町水道事業会計決算を別冊監査委員の意見書（写）を付けて議会の認定に付する。

令和7年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

議案第 120 号

令和6年度かつらぎ町下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度かつらぎ町下水道事業会計決算を別冊監査委員の意見書（写）を付けて議会の認定に付する。

令和7年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

議案第 121 号

令和6年度かつらぎ町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和6年度かつらぎ町水道事業会計未処分利益剰余金を別紙計算書のとおり積み立て、及び資本金に組み入れることについて、議会の議決を求める。

令和7年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

令和6年度かつらぎ町水道事業会計未処分利益剰余金の一部を建設改良積立金に積み立てたい。

また、建設改良積立金取崩し相当額を資本金に組み入れたい。

令和6年度 かつらぎ町水道事業剰余金処分計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(税抜、単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	2,136,184,784	3,978,036	93,655,207
議会の議決による処分額	27,000,000	0	△37,000,000
建設改良積立金への積立			△10,000,000
資本金への組入	27,000,000		△27,000,000
処分後残高	2,163,184,784	3,978,036	56,655,207
			(繰越利益剰余金)

議案第 122 号

令和6年度かつらぎ町下水道事業会計資本金の額の減少について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第4項の規定により、資本金483,629,559円のうち23,178,467円を減少し、未処理欠損金を補填することについて、議会の議決を求める。

令和7年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

令和6年度決算において生じた当年度未処理欠損金を補填したい。

令和6年度 かつらぎ町下水道事業欠損金処理計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(税抜、単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処理欠損金
当年度末残高	483,629,559	54,783,961	△23,178,467
議会の議決による処理額	△23,178,467	0	23,178,467
減資による欠損補填	△23,178,467	0	23,178,467
処理後残高	460,451,092	54,783,961	(繰越欠損金) 0

議案第 123 号

令和7年度かつらぎ町一般会計補正予算（第6号）

令和7年度かつらぎ町一般会計補正予算（第6号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ274,531千円を追加し、歳入歳出それぞれ12,523,230千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

地方交付税、補助金の決定及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用する事業費等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第6号）

第1表
（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町 税		1,986,328	27,782	2,014,110
	1 町 民 税	698,573	27,782	726,355
1 0 地方特例交付金		10,000	△391	9,609
	1 地方特例交付金	10,000	△391	9,609
1 1 地方交付税		4,368,000	△66,466	4,301,534
	1 地方交付税	4,368,000	△66,466	4,301,534
1 5 国庫支出金		1,433,935	30,230	1,464,165
	1 国庫負担金	683,580	△144	683,436
	2 国庫補助金	725,364	30,374	755,738
1 6 県支出金		739,013	35,240	774,253
	1 県負担金	402,631	△176	402,455
	2 県補助金	280,745	34,293	315,038
	3 県委託金	55,637	1,123	56,760
1 9 繰 入 金		912,954	△7,720	905,234
	1 特別会計繰入金	3	37,680	37,683
	2 基金繰入金	912,951	△45,400	867,551
2 0 繰 越 金		100,000	223,556	323,556

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 繰越金	100,000	223,556	323,556
2 2 町債		1,267,600	32,300	1,299,900
	1 町債	1,267,600	32,300	1,299,900
補正されなかった款項にかかる分		1,430,869		1,430,869
歳入合計		12,248,699	274,531	12,523,230

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		99,444	△639	98,805
	1 議会費	99,444	△639	98,805
2 総務費		1,721,088	17,989	1,739,077
	1 総務管理費	1,386,404	△4,919	1,381,485
	2 徴税費	190,354	26,312	216,666
	3 戸籍住民基本台帳費	87,382	△4,527	82,855
	5 統計調査費	15,382	1,123	16,505
3 民生費		3,322,924	36,323	3,359,247
	1 社会福祉費	2,093,336	32,731	2,126,067

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 児童福祉費	1,218,658	3,592	1,222,250
4 衛生費		1,130,494	30,447	1,160,941
	1 保健衛生費	702,734	8,148	710,882
	2 清掃費	427,760	22,299	450,059
6 農林水産業費		392,729	41,560	434,289
	1 農業費	316,124	41,560	357,684
7 商工費		164,470	△4,604	159,866
	1 商工費	94,512	△4,604	89,908
8 土木費		1,333,357	18,033	1,351,390
	1 土木管理費	46,059	96	46,155
	2 道路橋梁費	278,417	12,912	291,329
	3 河川費	57,660	2,000	59,660
	4 都市計画費	324,640	707	325,347
	5 住宅費	626,581	2,318	628,899
10 教育費		1,453,976	△2,282	1,451,694
	1 教育総務費	374,912	△2,575	372,337
	4 幼稚園費	29,316	366	29,682

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 社会教育費	333,466	△73	333,393
1 1 災害復旧費		166,074	26,009	192,083
	1 農林業施設災害復旧費	31,400	1,200	32,600
	2 公共土木施設災害復旧費	134,674	24,809	159,483
1 2 公債費		1,446,311	107	1,446,418
	1 公債費	1,446,311	107	1,446,418
1 3 諸支出金		467,321	111,496	578,817
	1 基金費	467,321	111,496	578,817
1 4 予備費		30,354	92	30,446
	1 予備費	30,354	92	30,446
補正されなかった款項にかかる分		520,157		520,157
歳出合計		12,248,699	274,531	12,523,230

歳入歳出補正予算事項別明細書（第 6 号）

1.総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町 税	1,986,328	27,782	2,014,110
10 地方特例交付金	10,000	△391	9,609
11 地方交付税	4,368,000	△66,466	4,301,534
15 国庫支出金	1,433,935	30,230	1,464,165
16 県支出金	739,013	35,240	774,253
19 繰 入 金	912,954	△7,720	905,234
20 繰 越 金	100,000	223,556	323,556
22 町 債	1,267,600	32,300	1,299,900
補正されなかった款項にかかる分	1,430,869		1,430,869
歳 入 合 計	12,248,699	274,531	12,523,230

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		一般財源
				国県支出金	地方債	そ の 他
1 議会費	99,444	△639	98,805			△639
2 総務費	1,721,088	17,989	1,739,077	19,308		△1,319
3 民生費	3,322,924	36,323	3,359,247	173		36,150

4 衛 生 費	1, 130, 494	30, 447	1, 160, 941	10, 639			19, 808
6 農林水産業費	392, 729	41, 560	434, 289	33, 702			7, 858
7 商 工 費	164, 470	△4, 604	159, 866				△4, 604
8 土 木 費	1, 333, 357	18, 033	1, 351, 390	1, 648	7, 500		8, 885
10 教 育 費	1, 453, 976	△2, 282	1, 451, 694				△2, 282
11 災害復旧費	166, 074	26, 009	192, 083		24, 800		1, 209
12 公 債 費	1, 446, 311	107	1, 446, 418				107
13 諸支出金	467, 321	111, 496	578, 817				111, 496
14 予 備 費	30, 354	92	30, 446				92
補正されなかった款項にかかる分	520, 157		520, 157				
歳 出 合 計	12, 248, 699	274, 531	12, 523, 230	65, 470	32, 300		176, 761

1. 歳入

町 税 補正第 6号

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
1		町 税	千円 1,986,328	千円 27,782	千円 2,014,110		千円	千円
	1	町 民 税	698,573	27,782	726,355			
		1 個 人	610,930	27,782	638,712			
						1 現年課税分	27,782	均等割 21,801-20,909 所得割 607,800-580,910
10		地方特例交付金	10,000	△391	9,609			
	1	地方特例交付金	10,000	△391	9,609			
		1 地方特例交付金	10,000	△391	9,609			
						1 地方特例交付金	△391	9,609-10,000
11		地方交付税	4,368,000	△66,466	4,301,534			
	1	地方交付税	4,368,000	△66,466	4,301,534			
		1 地方交付税	4,368,000	△66,466	4,301,534			
						1 地方交付税	△66,466	普通地方交付税 3,850,534-3,917,000
15		国庫支出金	1,433,935	30,230	1,464,165			
	1	国庫負担金	683,580	△144	683,436			

国庫支出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
						区分	金額		
		1 民生費国庫負担金	千円 591,030	千円 △144	千円 590,886		千円		千円
						2 低所得者介護保険料軽減分負担金	△353	1 3, 6 8 6 - 1 4, 0 3 9	
						5 国民年金市町村交付金	209	4, 7 1 0 - 4, 5 0 1	
2		国庫補助金	725,364	30,374	755,738				
		2 民生費国庫補助金	58,789	572	59,361				
						8 障害者総合支援事業費補助金	572	5 7 2 - 0	
		5 土木費国庫補助金	345,197	978	346,175				
						3 住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金	978	4, 5 4 5 - 3, 5 6 7	
		9 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	59,300	28,824	88,124				

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
			千円	千円	千円	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	千円 28,824	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 推奨メニュー分 10,639-0 定額減税枠 77,285-59,100
16		県支出金	739,013	35,240	774,253			
	1	県負担金	402,631	△176	402,455			
		2 民生費県負担金	333,908	△176	333,732			
						2 低所得者介護保険料軽減分負担金	△176	6,843-7,019
2		県補助金	280,745	34,293	315,038			
		2 民生費県補助金	78,081	△79	78,002			
						3 社会福祉法人等利用者負担軽減措置補助金	△64	144-208
						4 離島等地域利用者負担軽減措置補助金	△15	7-22
		4 農林水産業費県補助金	85,999	33,702	119,701			

県支出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
			千円	千円	千円	20 食の安全・安心確保推進事業補助金	33,702	33,702-0 千円
		6 土木費県補助金	2,954	670	3,624			
						1 和歌山県住宅耐震化促進事業費補助金	670	3,624-2,954
	3	県委託金	55,637	1,123	56,760			
		1 総務費県委託金	43,160	1,123	44,283			
						2 基幹統計調査費委託金	1,123	国勢調査委託金 11,036-9,913
19		繰入金	912,954	△7,720	905,234			
	1	特別会計繰入金	3	37,680	37,683			
		1 国民健康保険事業会計繰入金	1	3,998	3,999			
						1 国民健康保険事業会計繰入金	3,998	3,999-1
		2 後期高齢者医療事業会計繰入金	1	2,105	2,106			

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
			千円	千円	千円	1 後期高齢者医療 事業会計繰入金	2,105 2, 106－1	千円
		3 介護保険事業会 計繰入金	1	31,577	31,578			
						1 介護保険事業会 計繰入金	31,577 3 1, 5 7 8－1	
	2	基金繰入金	912,951	△45,400	867,551			
		1 基金繰入金	912,951	△45,400	867,551			
						1 財政調整基金繰 入金	△45,400 5 1 6, 3 0 0－5 6 1, 7 0 0	
20		繰越金	100,000	223,556	323,556			
	1	繰越金	100,000	223,556	323,556			
		1 繰越金	100,000	223,556	323,556			
						1 繰越金	223,556 3 2 3, 5 5 6－1 0 0, 0 0 0	
22		町債	1,267,600	32,300	1,299,900			
	1	町債	1,267,600	32,300	1,299,900			
		5 土木債	454,400	7,500	461,900			

町 債

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
			千円	千円	千円	1 土木債	千円 7,500	緊急自然災害防止対策事業 道路改良事業 79,300-73,800 河川改修事業 2,000-0
		8 災害復旧債	51,500	24,800	76,300			
						2 単独災害復旧債	24,800	現年 公共土木施設 22,300-7,000 過年 公共土木施設 15,800-6,300
								15,300 9,500
		歳入合計	12,248,699	274,531	12,523,230			

2. 歳 出

議 会 費

補 正 第 6 号

款	項	目	補正額の	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
						国県支出金	特定地方債	財源		一般財源	区分	金額	
								その	他				
1		議会費	千円 99,444	千円 △639	千円 98,805	千円	千円	千円 △639	千円		千円	千円	
	1	議会費	99,444	△639	98,805			△639					
		1議会費	99,444	△639	98,805			△639					
										2給料	△604	職員給	
										3職員手当等	115	住居手当 通勤手当 期末勤勉手当	
										4共済費	△150	職員共済組合負担金	
2		総務費	1,721,088	17,989	1,739,077	19,308		△1,319					
	1	総務管理費	1,386,404	△4,919	1,381,485			△4,919					
		1一般管理費	477,508	△411	477,097			△411					
										2給料	△2,214	職員給	
										3職員手当等	1,566	扶養手当 児童手当 住居手当 通勤手当 期末勤勉手当	
										4共済費	237	職員共済組合負担金	
												72 140 285 67 1,002	

総務費

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節			説明
						国県支出金	特定地方債	財源 その他の	一般財源	区分	金額		
		5 会計管理費	千円 84,453	千円 △4,875	千円 79,578	千円	千円	千円 △4,875			千円	千円	
										2 給料	△3,055	職員給	
										3 職員手当等	△1,020	扶養手当 児童手当 住居手当 通勤手当 期末勤勉手当	△50 △20 △100 △50 △800
										4 共済費	△800	職員共済組合負担金	
		15 支所費	54,395	367	54,762				367				
										3 職員手当等	367	住居手当 通勤手当 期末勤勉手当	162 151 54
2		徴税費	190,354	26,312	216,666	18,185			8,127				
		1 税務賦課徴収費	190,354	26,312	216,666	18,185			8,127				
										2 給料	4,634	職員給	
										3 職員手当等	2,076	住居手当 通勤手当 超勤手当 期末勤勉手当	198 129 195 1,554

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 分 区	説 明	
						特定財源			一般財源			
						国県支出金	地方債	その他の財源				
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	4 共済費	千円 952	職員共済組合負担金	千円
									10 需用費	1,428	消耗品費 印刷製本費	1,319 109
									11 役務費	222	郵送料 口座振込手数料	173 49
									19 扶助費	17,000	定額減税補足給付金	
3		戸籍住民基本台帳費	87,382	△4,527	82,855			△4,527				
		1 戸籍住民基本台帳費	87,382	△4,527	82,855			△4,527				
									2 給料	△2,797	職員給	
									3 職員手当等	△930	住居手当 通勤手当 期末勤勉手当	△100 △30 △800
									4 共済費	△800	職員共済組合負担金	
5		統計調査費	15,382	1,123	16,505	1,123						
		2 基幹統計費	9,992	1,123	11,115	1,123						
									1 報酬	1,336	統計調査調査員	

総務費

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節			説明
						特定財源			一般財源	区分	金額	額		
						国県支出金	地方債	その他の財源						
													千円	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	8 旅費	千円	58	千円	会計年度任用職員費用弁償	千円
									10 需用費	△271			消耗品費	
3		民生費	3,322,924	36,323	3,359,247	173			36,150					
	1	社会福祉費	2,093,336	32,731	2,126,067	173			32,558					
		1 社会福祉総務費	846,456	152	846,608	△544			696					
										4 共済費	59		職員共済組合負担金	
										22 償還金、利子及び割引料	15		離島等地域利用者負担軽減措置補助金返還金	
										27 繰出金	78		国民健康保険事業特別会計繰出金（職員給与等） 国民健康保険事業特別会計繰出金（財政安定化支援事業） 介護保険事業特別会計繰出金（職員給与等） 介護保険事業特別会計繰出金（低所得者保険料軽減繰出金） 国民健康保険事業特別会計繰出金（天診分）	38 1,167 △192 △708 △227
		3 老人福祉費	127,282	167	127,449	△64			231					

民 生 費

補 正 第 6 号

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額		
						国県支出金	地方債	その他の財源					
												千円	
			千円	千円	千円			千円	22 償還金、利子及び割引料	千円167	補助金返還金 社会福祉法人等利用者負担軽減措置補助金返還金	千円90 77	
		9 重度心身障害児者医療費	38,517	388	38,905				388				
										22 償還金、利子及び割引料	388	補助金返還金	
		12 総合支援費	543,071	24,659	567,730	572			24,087				
										12 委託料	1,144	障害者自立支援給付支払等システム改修委託料	
										22 償還金、利子及び割引料	23,515	補助金返還金	
		13 障害児通所支援費	114,069	7,156	121,225				7,156				
										22 償還金、利子及び割引料	7,156	補助金返還金	

民 生 費

款	項	目	補正額の	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
						特	定財源			一般財源	区分	金額	
							国県支出金	地方債	その他の				
		15 国民年金事務費	千円 7,996	千円 209	千円 8,205	千円 209			千円		千円	千円	
	2	児童福祉費	1,218,658	3,592	1,222,250				3,592				
		1 児童福祉総務費	129,437	2,308	131,745				2,308				
										22 償還金、利子及び割引料	2,308	補助金返還金	
		3 養育医療費	2,252	619	2,871				619				
										22 償還金、利子及び割引料	619	補助金返還金	
		4 子ども医療費	61,093	80	61,173				80				
										22 償還金、利子及び割引料	80	補助金返還金	
		5 ひとり親家庭医療費	16,400	585	16,985				585				

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	
						特定財源			一般財源	区分	金額			
						国県支出金	地方債	その他の						
												千円		千円
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	補助金返還金	千円	
4		衛生費	1,130,494	30,447	1,160,941	10,639			19,808					
	1	保健衛生費	702,734	8,148	710,882				8,148					
		1 保健衛生総務費	123,488	4,025	127,513				4,025					
										2 給料	2,681	職員給		
										3 職員手当等	958	扶養手当 児童手当 期末勤勉手当	37 210 711	
		2 予防費	151,111	3,087	154,198				3,087			職員共済組合負担金		
										22 償還金、利 子及び割引 料	3,087	補助金返還金		
		3 環境衛生費	292,378	△53	292,325				△53					

衛生費

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額		
						国県支出金	地方債	その他の財源					
												千円	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	18 負担金、補助及び交付金	千円 455	花園中南地区水道施設補助金	千円	
									23 投資及び出資金	△477	水道事業会計出資金		
									27 繰出金	△31	水道事業会計繰出金		
		4 母子保健費	31,039	1,089	32,128			1,089					
									22 償還金、利子及び割引料	1,089	補助金返還金		
2		清掃費	427,760	22,299	450,059	10,639		11,660					
		1 清掃総務費	269,231	12,350	281,581	10,639		1,711					
									3 職員手当等	450	超勤手当		
									10 需用費	9,596	消耗品費 コンテナ購入費 ごみ袋購入費（無料配布分） 印刷製本費	461 327 8,626 182	
									11 役務費	2,304	郵送料		
		3 し尿処理費	75,114	9,949	85,063			9,949					

款	項	目	補正額の補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
					千円	特定財源			一般財源	区分		金額	
						千円	千円	千円					千円
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	18 負担金、補助及び交付金	千円 9,949	橋本伊都衛生施設組合負担金	千円	
6		農林水産業費	392,729	434,289		33,702		7,858					
	1	農業費	316,124	41,560	357,684		33,702	7,858					
		1 農業委員会費	24,111	4,501	28,612			4,501					
									2 給料	料	2,981	職員給	
									3 職員手当等		831	通勤手当 期末勤勉手当	50 781
		2 農業総務費	50,037	△7,877	42,160			△7,877		4 共済費	689	職員共済組合負担金	
									2 給料	料	△4,127	職員給	
									3 職員手当等		△2,250	扶養手当 児童手当 住居手当 通勤手当 期末勤勉手当	△100 △100 △200 △150 △1,700

農林水産業費

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他				
						千円	千円	千円				
			千円	千円	千円		千円	4 共済費	千円 △1,500	職員共済組合負担金	千円	
		4 園芸振興費	30,628	44,936	75,564		11,234					
								12 委託料	44,936	病害虫防除対策業務委託料		
7		商工費	164,470	△4,604	159,866				△4,604			
	1	商工費	94,512	△4,604	89,908				△4,604			
		1 商工総務費	80,538	△4,604	75,934				△4,604			
								2 給料	△2,654	職員給		
										3 職員手当等	△1,150	児童手当 通勤手当 期末勤勉手当 △100 △50 △1,000
								4 共済費	△800	職員共済組合負担金		
	8	土木費	1,333,357	18,033	1,351,390	1,648	7,500		8,885			
	1	土木管理費	46,059	96	46,155				96			
		1 土木総務費	46,059	96	46,155				96			
										3 職員手当等	96	超勤手当
	2	道路橋梁費	278,417	12,912	291,329		5,500		7,412			

款	項	目	補正額 の	補正額	計	補正額の財源内訳				節			説明
						国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
	1 道路橋梁総務費	千円 17,180	千円 4,306	千円 21,486	千円	千円	千円	千円 4,306		千円	千円		
									1 報酬	△8	会計年度任用職員		
									2 給料	2,742	職員給		
									3 職員手当等	1,240	扶養手当 通勤手当 超勤手当 期末勤勉手当 会計年度任用職員期末勤勉手当	256 22 241 682 39	
									4 共済費	339	職員共済組合負担金 会計年度任用職員共済組合負担金 会計年度任用職員法定福利費	333 2 4	
									8 旅費	△7	会計年度任用職員費用弁償		
	2 道路維持費	54,603	3,000	57,603				3,000					
									14 工事請負費	3,000	町道維持修繕工事		
	3 道路新設改良費	114,600	5,500	120,100		5,500							
									14 工事請負費	5,500	町道中飯降18号線道路改良工事		

土 木 費

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額		
						国県支出金	地方債	その他の財源					
												千円	
		4 社会資本整備総合交付金事業費	千円 26,331	千円 106	千円 26,437	千円	千円	千円	千円 106		千円	千円	
										3 職員手当等	106	超勤手当	
	3	河川費	57,660	2,000	59,660		2,000						
		1 河川費	35,239	2,000	37,239		2,000						
										14 工事請負費	2,000	教良寺川護岸改修工事	
4		都市計画費	324,640	707	325,347				707				
		1 都市計画総務費	225,276	499	225,775				499				
										3 職員手当等	363	超勤手当	
		2 公園費	37,658	208	37,866				208				
										3 職員手当等	208	超勤手当	
5		住宅費	626,581	2,318	628,899	1,648			670				

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
						特定財源				一般財源	区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他の					
									千円				
		6 木造住宅耐震化促進事業費	千円 8,765	千円 2,318	千円 11,083	千円 1,648	千円	千円	千円 670		千円	千円	
10		教育費	1,453,976	△2,282	1,451,694				△2,282				
	1	教育総務費	374,912	△2,575	372,337				△2,575				
		2 事務局費	116,658	△2,575	114,083				△2,575				
										2 給料	△1,035	職員給	
										3 職員手当等	△740	児童手当 通勤手当 期末勤勉手当	20 40 △800
										4 共済費	△800	職員共済組合負担金	
	4	幼稚園費	29,316	366	29,682				366				
		1 幼稚園総務費	28,924	366	29,290				366				

教 育 費

款	項	目	補正額の 補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
					特定財源			一般財源	区分	金額		
					国県支出金	地方債	その他の財源					
											千円	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	22 償還金、利 子及び割引 料	千円 366	補助金返還金	千円
	5	社会教育費	333, 466					△73				
		2 社会教育諸 費	52, 571					△73				
									27 繰 出 金	△73	シビックセンター特別会計繰出金	
11		災害復旧費	166, 074	26, 009	192, 083		24, 800	1, 209				
1		農林業施設 災害復旧費	31, 400	1, 200	32, 600			1, 200				
		6 過年発生農 業用施設単 独災害復旧 事業費		1, 200	1, 200			1, 200				
									14 工事請負費	1, 200	農業用施設災害復旧工事	
2		公共土木施 設災害復旧 費	134, 674	24, 809	159, 483		24, 800	9				

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明		
						特定財源			一般財源	区分	金額				
						国県支出金	地方債	その他の財源							
												千円		千円	千円
		2 現年発生公共土木施設単独災害復旧事業費	千円 4,300	千円 15,309	千円 19,609	千円	千円 15,300	千円	千円 9		千円	千円	道路災害復旧工事 道路崩土取除工事 河川浚渫工事	7,742 4,767 2,800	
										14 工事請負費	15,309				
		4 過年発生公共土木施設単独災害復旧事業費		9,500	9,500		9,500								
									14 工事請負費	9,500	道路災害復旧工事 河川災害復旧工事	4,500 5,000			
12		公債費	1,446,311	107	1,446,418				107						
	1	公債費	1,446,311	107	1,446,418				107						
		1 元金	1,383,795	△1,841	1,381,954				△1,841						
									22 償還金、利子及び割引料	△1,841	通常償還元金				
		2 利子	62,516	1,948	64,464				1,948						

公債費

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	
						特定財源			一般財源	区分	金額			
						国県支出金	地方債	その他						
												千円		千円
			千円	千円	千円				千円	22 償還金、利子及び割引料	千円 1,948	通常償還利子	千円	
13		諸支出金	467,321	111,496	578,817				111,496					
	1	基金費	467,321	111,496	578,817				111,496					
		1 減債基金費	1,328	△1,190	138				△1,190					
										24 積立金	△1,190	減債基金積立金		
		2 財政調整基金費	52,782	112,000	164,782				112,000					
										24 積立金	112,000	決算剰余金積立金		
		10 国道480号沿地域振興交流施設整備基金積立金	4,201	686	4,887				686					
										24 積立金	686	国道480号沿地域振興交流施設整備基金積立金		
14		予備費	30,354	92	30,446				92					
	1	予備費	30,354	92	30,446				92					

第 2 表 地方債補正

起債の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還方法	限度額	起債の方法	利 率	償還方法
緊急自然災害防止対策事業(道路改良)	千円 73,800	普通貸借又は証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金銀行その他より融通を受ける場合は、融通先の融通条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、低利に借り換えることができる。	千円 79,300	普通貸借又は証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金銀行その他より融通を受ける場合は、融通先の融通条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、低利に借り換えることができる。
災害復旧事業	51,500	〃	〃	〃	76,300	〃	〃	〃
緊急自然災害防止対策事業(河川改修)					2,000	〃	〃	〃

給 与 費 明 細 書

2. 一 般 職 (一般)

(1) 総 括

区分	職員数	給 与 費				合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補正後	人 290	千円 183,792	千円 737,958	千円 535,853	千円 1,457,603	千円 1,764,656	
補正前	290	183,800	741,406	533,516	1,458,722	1,767,963	
比較		△ 8	△ 3,448	2,337	△ 1,119	△ 3,307	
職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	地域手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	22,525	375,009	21,988	8,165	528	11,760
	補正前	22,310	375,386	21,705	7,758	528	11,760
	比較	215	△ 377	283	407	1,659	
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当		計
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	14,775	1,723	2,365	1,000	535,853	
	補正前	14,625	1,723	2,365	1,000	533,516	
	比較	150				2,337	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員を除く)

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由	別 内 訳	備 考
給料	△ 3,448	人事異動に伴う職員給料減		
職員手当	2,247	人事異動等に伴う職員手当増		

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

職員 1 人当たり給与費の状況

区分	1 人当たり給与費 (千円)
補正後	6,437
補正前	6,443

(一般)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 料			与 費		合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計	共済費		
補正後	人 187	千円	千円 737,958	千円 465,764	千円 1,203,722	千円 262,127	千円 1,465,849	
補正前	187		741,406	463,517	1,204,923	264,321	1,469,244	
比較			△ 3,448	2,247	△ 1,201	△ 2,194	△ 3,395	
職員手当 の内 訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	22,525	309,992	16,916	8,165	528	76,015	11,760
	補正前	22,310	310,408	16,684	7,758	528	74,356	11,760
	比較	215	△ 416	232	407		1,659	
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当			計
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
職員手当	補正後	14,775	1,723	2,365	1,000			465,764
	補正前	14,625	1,723	2,365	1,000			463,517
	比較	150						2,247

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳	備 考
給料	△ 3,448	人事異動に伴う職員給料減	
職員手当	2,247	人事異動等に伴う職員手当増	

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費 (千円)
補正後	6,437
補正前	6,443

(一般)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給 料			与 費			合 計	備 考
		報 酬	給 料		職 員 手 当		共 済 費		
補正後	103	183,792	千円		千円	千円	千円	千円	
補正前	103	183,800			70,089	253,881	44,926	298,807	
比較		△ 8			69,999	253,799	44,920	298,719	
					90	82	6	88	
職員手当 の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正前		65,017	5,072					
	比較		64,978	5,021					
			39	51					
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当				計
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正前									70,089
比較									69,999
									90

議案第 124 号

令和7年度かつらぎ町シビックセンター特別会計補正予算（第1号）

令和7年度かつらぎ町シビックセンター特別会計補正予算（第1号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

前年度繰越金を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第1号）

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		52,308	△73	52,235
	1 一般会計繰入金	52,308	△73	52,235
4 繰越金		1	73	74
	1 繰越金	1	73	74
補正されなかった款項にかかる分		126,356		126,356
歳入合計		178,665	0	178,665

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
補正されなかった款項にかかる分		178,665		178,665
歳出合計		178,665	0	178,665

歳入歳出補正予算事項別明細書（第 1 号）

1.総括表

（歳入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
2繰入金	52,308	△73	52,235
4繰越金	1	73	74
補正されなかった款項にかかる分	126,356		126,356
歳入合計	178,665	0	178,665

1. 歳入

繰入金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
2		繰入金	千円 52,308	千円 △73	千円 52,235		千円	千円
	1	一般会計繰入金	52,308	△73	52,235			
		1 一般会計繰入金	52,308	△73	52,235			
						1 一般会計繰入金	△73	
4		繰越金	1	73	74			
	1	繰越金	1	73	74			
		1 繰越金	1	73	74			
						1 繰越金	73	前年度繰越金
		歳入合計	178,665	0	178,665			

議案第 125 号

令和7年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ54,236千円を追加し、歳入歳出それぞれ2,352,164千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

前年度繰越金、保険給付費等交付金の精算及びシステム改修委託料等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第2号）

第1表
（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		220,636	978	221,614
	1 他会計繰入金	180,636	978	181,614
6 繰越金		2,000	36,753	38,753
	1 繰越金	2,000	36,753	38,753
7 諸収入		6,786	11,005	17,791
	2 雑入	3,721	11,005	14,726
8 国庫支出金		0	5,500	5,500
	1 国庫補助金	0	5,500	5,500
補正されなかった款項にかかる分		2,068,506		2,068,506
歳入合計		2,297,928	54,236	2,352,164

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		35,519	5,538	41,057
	1 総務管理費	33,147	5,538	38,685
6 諸支出金		11,818	48,698	60,516
	1 償還金及び還付加算金	2,601	11,775	14,376

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 繰出金	7,187	3,771	10,958
	5 基金費	1,329	33,152	34,481
補正されなかった款項にかかる分		2,250,591		2,250,591
歳出合計		2,297,928	54,236	2,352,164

歳入歳出補正予算事項別明細書（第 2 号）

1.総括表

（歳入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
5 繰入金	220,636	978	221,614
6 繰越金	2,000	36,753	38,753
7 諸収入	6,786	11,005	17,791
8 国庫支出金	0	5,500	5,500
補正されなかった款項にかかる分	2,068,506		2,068,506
歳入合計	2,297,928	54,236	2,352,164

（歳出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	35,519	5,538	41,057				5,538
6 諸支出金	11,818	48,698	60,516				48,698
補正されなかった款項にかかる分	2,250,591		2,250,591				
歳出合計	2,297,928	54,236	2,352,164				54,236

1. 歳入

繰入金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
5		繰入金	千円 220,636	千円 978	千円 221,614		千円	千円
	1	他会計繰入金	180,636	978	181,614			
		1 一般会計繰入金	180,636	978	181,614			
						2 職員給与費等繰入金	38	33,918-33,880
						4 財政安定化支援事業繰入金	1,167	18,110-16,943
						5 その他一般会計繰入金	△227	天診分 6,231-6,458
6		繰越金	2,000	36,753	38,753			
	1	繰越金	2,000	36,753	38,753			
		1 繰越金	2,000	36,753	38,753			
						1 繰越金	36,753	前年度繰越金
7		諸収入	6,786	11,005	17,791			
	2	雑入	3,721	11,005	14,726			
		3 雑入	720	11,005	11,725			

款	項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
			千円	千円	千円	1 償還金	11,005 千円	保険給付費返還金 11,006-1 千円
8		国庫支出金		5,500	5,500			
	1	国庫補助金		5,500	5,500			
		11 子ども・子育て 支援事業費補助 金		5,500	5,500			
						1 子ども・子育て 支援事業費補助 金	5,500	子ども・子育て支援金制度施行準備事業
		歳 入 合 計	2,297,928	54,236	2,352,164			

2. 歳 出

総 務 費

款	項	目	補 正 額 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
						特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
						国県支出金	地方債	その 他				
1		総 務 費	千円 35,519	千円 5,538	千円 41,057	千円		千円 5,538		千円		千円
	1	総務管理費	33,147	5,538	38,685			5,538				
		1 一般管理費	27,518	5,538	33,056			5,538				
									3 職員手当等	38	扶養手当 期末勤勉手当	30 8
									12 委 託 料	5,500	国保システム改修委託料	
6		諸支出金	11,818	48,698	60,516			48,698				
1		償還金及び 還付加算金	2,601	11,775	14,376			11,775				
		2 償 還 金	1	11,775	11,776			11,775				
									22 償還金、利 子及び割引 料	11,775	保険給付費等交付金返還金 補助金返還金	11,749 26
3		繰 出 金	7,187	3,771	10,958			3,771				
		1 直営診療施 設勘定繰出 金	7,186	△227	6,959			△227				
									27 繰 出 金	△227	天野診療所事業特別会計繰出金	

款	項	目	補正額 の	補正額	計	補正額の財源内訳					節			説明	
						特定財源				一般財源	区	分	金		額
						国県支出金	地方債	その他の							
		2 一般会計繰出金	千円 1	千円 3,998	千円 3,999				千円 3,998			千円	千円		
										27 繰出金		3,998	一般会計繰出金		
	5	基金費	1,329	33,152	34,481				33,152						
		1 国民健康保険事業基金費	1,329	33,152	34,481				33,152						
										24 積立金		33,152	かつらぎ町国民健康保険事業基金積立金 14,775 決算剰余金積立金 18,377		
		歳出合計	2,297,928	54,236	2,352,164				54,236						

給 与 費 明 細 書

(国民健康保険事業)

2. 一 般 職 (1) 総 括

区分	職員数	給 与			共済費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職員手当				
補正後	人 4	千円 2,464	千円 9,815	千円 7,003	千円 4,010	千円 23,292		
補正前	4	2,464	9,815	6,965	4,010	23,254		
比較				38		38		
職員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	管理職手当
	補正後	千円 306	千円 4,984	千円 266	千円	千円 27	千円 1,112	千円
	補正前	276	4,976	266		27	1,112	
	比較	30	8					
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当			計
	補正後	千円 300	千円	千円 8	千円	千円	千円	千円
	補正前	300		8				7,003
	比較							6,965
								38

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員を除く)

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由	別 内 訳	備 考
給料				
職員手当	38		扶養手当及び期末勤勉手当増に伴う職員手当増	

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

職員 1 人当たり給与費の状況

区分	1 人当たり給与費 (千円)
補正後	5,291
補正前	5,278

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 料			与 費		合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計	共 済 費		
補正後	人 3	千円	千円 9,815	千円 6,058	千円 15,873	千円 3,321	千円 19,194	
補正前	3		9,815	6,020	15,835	3,321	19,156	
比較				38	38		38	
職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当
	補正後	千円 306	千円 4,039	千円 266	千円	千円 27	千円 1,112	千円
	補正前	276	4,031	266		27	1,112	
	比較	30	8					
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当			計
	補正後	千円 300	千円	千円 8	千円	千円	千円	千円
	補正前	300		8				6,058
	比較							6,020
								38

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳	備 考
給料			
職員手当	38	扶養手当及び期末勤勉手当増に伴う職員手当増	

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費 (千円)
補正後	5,291
補正前	5,278

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給 料				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	費 計			
補正後	人 1	千円 2,464	千円	千円 945	千円 3,409	千円 689	千円 4,098	
補正前	1	2,464		945	3,409	689	4,098	
比較								
職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当
	補正後	千円	千円 945	千円	千円	千円	千円	千円
	補正前		945					
	比較							
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当			計
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正前							945
	比較							945

議案第 126 号

令和7年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業
特別会計補正予算（第2号）

令和7年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業特別会計補正予算（第2号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

前年度繰越金を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第2号）

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		7,186	△227	6,959
	1 事業勘定繰入金	7,186	△227	6,959
3 繰越金		100	227	327
	1 繰越金	100	227	327
補正されなかった款項にかかる分		145		145
歳入合計		7,431	0	7,431

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
補正されなかった款項にかかる分		7,431		7,431
歳出合計		7,431	0	7,431

歳入歳出補正予算事項別明細書（第 2 号）

1.総括表

（歳入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
2繰入金	7,186	△227	6,959
3繰越金	100	227	327
補正されなかった款項にかかる分	145		145
歳入合計	7,431	0	7,431

1. 歳入

繰入金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
2		繰入金	千円 7,186	千円 △227	千円 6,959		千円	千円
	1	事業勘定繰入金	7,186	△227	6,959			
		1 事業勘定繰入金	7,186	△227	6,959			
						1 事業勘定繰入金	△227	6,959-7,186
3		繰越金	100	227	327			
	1	繰越金	100	227	327			
		1 繰越金	100	227	327			
						1 繰越金	227	前年度繰越金
		歳入合計	7,431	0	7,431			

議案第 127 号

令和7年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ12,079千円を追加し、歳入歳出それぞれ664,422千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

前年度繰越金及びシステム改修委託料を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第2号）

第1表
（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	9,461	9,462
	1 繰越金	1	9,461	9,462
6 国庫支出金		0	2,618	2,618
	1 国庫補助金	0	2,618	2,618
補正されなかった款項にかかる分		652,342		652,342
歳入合計		652,343	12,079	664,422

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		12,020	2,618	14,638
	1 総務管理費	10,668	2,618	13,286
3 諸支出金		152	2,180	2,332
	1 償還金及び還付加算金	151	75	226
	2 繰出金	1	2,105	2,106
4 予備費		1,000	7,281	8,281
	1 予備費	1,000	7,281	8,281
補正されなかった款項にかかる分		639,171		639,171
歳出合計		652,343	12,079	664,422

歳入歳出補正予算事項別明細書（第 2 号）

1.総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4繰越金	1	9,461	9,462
6国庫支出金	0	2,618	2,618
補正されなかった款項にかかる分	652,342		652,342
歳入合計	652,343	12,079	664,422

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債	その他
1総務費	12,020	2,618	14,638			2,618
3諸支出金	152	2,180	2,332			2,180
4予備費	1,000	7,281	8,281			7,281
補正されなかった款項にかかる分	639,171		639,171			
歳出合計	652,343	12,079	664,422			12,079

1. 歳入

繰越金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
4		繰越金	千円 1	千円 9,461	千円 9,462		千円	千円
	1	繰越金	1	9,461	9,462			
		1 繰越金	1	9,461	9,462			
						1 繰越金	9,461	前年度繰越金
6		国庫支出金		2,618	2,618			
	1	国庫補助金		2,618	2,618			
		2 子ども・子育て 支援事業費補助 金		2,618	2,618			
						1 子ども・子育て 支援事業費補助 金	2,618	子ども・子育て支援金制度施行準備事業 金
		歳入合計	652,343	12,079	664,422			

2. 歳 出

総 務 費

補 正 第 2 号

款	項	目	補正額の	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額		
						国県支出金	地方債	その他の					
												千円	
1		総務費	千円 12,020	千円 2,618	千円 14,638	千円			千円 2,618		千円	千円	
	1	総務管理費	10,668	2,618	13,286				2,618				
		1 一般管理費	10,668	2,618	13,286				2,618				
										12 委託料	2,618	後期高齢者医療保険システム改修業務委託料	
3		諸支出金	152	2,180	2,332				2,180				
	1	償還金及び還付加算金	151	75	226				75				
		1 保険料還付金	150	75	225				75				
										22 償還金、利子及び割引料	75	保険料還付金	
2		繰出金	1	2,105	2,106				2,105				
		1 一般会計繰出金	1	2,105	2,106				2,105				
										27 繰出金	2,105	一般会計繰出金	
4		予備費	1,000	7,281	8,281				7,281				

予備費

款	項	目	補正額の	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	
						特定財源				一般財源	区	分		金額
						国県支出金	地方債	その他の						
									千円					
	1	予備費	千円 1,000	千円 7,281	千円 8,281	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
		1 予備費	1,000	7,281	8,281				7,281					
		歳出合計	652,343	12,079	664,422				12,079					

議案第 128 号

令和7年度かつらぎ町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度かつらぎ町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ88,028千円を追加し、歳入歳出それぞれ2,779,652千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

前年度繰越金及び介護給付費等負担金返還金等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第2号）

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		420,288	647	420,935
	1 介護保険料	420,288	647	420,935
3 国庫支出金		683,480	9,261	692,741
	1 国庫負担金	429,632	8,543	438,175
	2 国庫補助金	253,848	718	254,566
4 支払基金交付金		680,608	△2	680,606
	1 支払基金交付金	680,608	△2	680,606
5 県支出金		393,495	356	393,851
	1 県負担金	371,925	△1	371,924
	2 県補助金	21,570	357	21,927
7 繰入金		512,276	△900	511,376
	1 一般会計繰入金	445,346	△900	444,446
8 繰越金		10	78,666	78,676
	1 繰越金	10	78,666	78,676
補正されなかった款項にかかると分		1,467		1,467
歳入合計		2,691,624	88,028	2,779,652

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		76,398	△192	76,206
	1 総務管理費	58,237	△192	58,045
4 諸支出金		922	87,372	88,294
	1 償還金及び還付加算金	455	14,271	14,726
	2 基金費	466	41,524	41,990
	3 繰出金	1	31,577	31,578
5 予備費		4,841	848	5,689
	1 予備費	4,841	848	5,689
補正されなかった款項にかかる分		2,609,463		2,609,463
歳出合計		2,691,624	88,028	2,779,652

歳入歳出補正予算事項別明細書（第 2 号）

1.総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料	420,288	647	420,935
3 国庫支出金	683,480	9,261	692,741
4 支払基金交付金	680,608	△2	680,606
5 県支出金	393,495	356	393,851
7 繰入金	512,276	△900	511,376
8 繰越金	10	78,666	78,676
補正されなかった款項にかかる分	1,467		1,467
歳入合計	2,691,624	88,028	2,779,652

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債 その他	
1 総務費	76,398	△192	76,206			△192
4 諸支出金	922	87,372	88,294			87,372
5 予備費	4,841	848	5,689			848
補正されなかった款項にかかる分	2,609,463		2,609,463			
歳出合計	2,691,624	88,028	2,779,652			88,028

1. 歳入

介護保険料

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
1		介護保険料	千円 420,288	千円 647	千円 420,935		千円	千円
	1	介護保険料	420,288	647	420,935			
		1 第1号被保険者保険料	420,288	647	420,935			
						1 現年度分	647	特別徴収 399,176-398,561 普通徴収 21,008-20,976
3		国庫支出金	683,480	9,261	692,741			
	1	国庫負担金	429,632	8,543	438,175			
		1 介護給付費負担金	429,632	8,543	438,175			
						2 過年度分	8,543	8,543 8,544-1
	2	国庫補助金	253,848	718	254,566			
		2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	13,611	△1	13,610			
						2 過年度分	△1	△10-1

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
		3 地域支援事業交付金（包括支援・任意事業）	千円 18,975	千円 184	千円 19,159		千円	千円
						2 過年度分	184	1 8 5 - 1
		4 地域支援事業交付金（社会保障充実分）	10,551	535	11,086			
						2 過年度分	535	5 3 6 - 1
4		支払基金交付金	680,608	△2	680,606			
	1	支払基金交付金	680,608	△2	680,606			
		1 介護給付費交付金	665,909	△1	665,908			
						2 過年度分	△1	0 - 1
		2 地域支援事業支援交付金	14,699	△1	14,698			
						2 過年度分	△1	0 - 1
5		県支出金	393,495	356	393,851			
	1	県負担金	371,925	△1	371,924			

県支出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
		1 介護給付費負担金	千円 371,925	千円 △1	千円 371,924		千円	千円
						2 過年度分	△1	0 - 1
2		県補助金	21,570	357	21,927			
		1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	6,806	△1	6,805			
						2 過年度分	△1	0 - 1
		2 地域支援事業交付金（包括支援・任意事業）	9,488	91	9,579			
						2 過年度分	91	9 2 - 1
		3 地域支援事業交付金（社会保障充実分）	5,276	267	5,543			
						2 過年度分	267	2 6 8 - 1
7		繰入金	512,276	△900	511,376			
	1	一般会計繰入金	445,346	△900	444,446			

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
		5 低所得者保険料 軽減繰入金	千円 28,080	千円 △708	千円 27,372		千円	千円
						1 低所得者保険料 軽減繰入金	△708	27,372-28,080
		6 その他一般会計 繰入金	76,244	△192	76,052			
						1 職員給与費等繰 入金	△192	68,365-68,557
8		繰越金	10	78,666	78,676			
	1	繰越金	10	78,666	78,676			
		1 繰越金	10	78,666	78,676			
						1 繰越金	78,666	前年度繰越金
		歳入合計	2,691,624	88,028	2,779,652			

2. 歳 出

総 務 費

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額		
						国県支出金	地方債	その他の					
												千円	
1		総務費	千円 76,398	千円 △192	千円 76,206			千円	千円 △192		千円	千円	
	1	総務管理費	58,237	△192	58,045				△192				
		1 一般管理費	57,858	△192	57,666				△192				
4										2 給	料	△192	職員給
		諸支出金	922	87,372	88,294				87,372				
	1	償還金及び 還付加算金	455	14,271	14,726				14,271				
		2 償還金	4	14,045	14,049				14,045				
										22 償還金、利 子及び割引 料	14,045	介護給付費等負担金返還金 介護給付費交付金返還金 地域支援事業交付金返還金 地域支援事業支援交付金返還金	4,657 5,281 425 3,682
	3	第1号被保 険者保険料 還付金	450	226	676				226				
										22 償還金、利 子及び割引 料	226	保険料還付金	
	2	基金費	466	41,524	41,990				41,524				

款	項	目	補正額の	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
						特定財源				一般財源	区分		金額
						国県支出金	地方債	その他					
								千円	千円				
		1 介護保険事業基金費	千円 466	千円 41,524	千円 41,990		千円	千円 41,524		千円	千円		
										24 積立金	41,524	介護保険事業基金積立金 決算剰余金積立金	8,545 32,979
	3	繰出金	1	31,577	31,578				31,577				
		1 一般会計繰出金	1	31,577	31,578				31,577				
										27 繰出金	31,577	一般会計繰出金	
5		予備費	4,841	848	5,689				848				
	1	予備費	4,841	848	5,689				848				
		1 予備費	4,841	848	5,689				848				
		歳出合計	2,691,624	88,028	2,779,652				88,028				

給 与 費 明 細 書

(介護保険事業)

2. 一 般 職 (1) 総 括

区分	職員数	給 与			共済費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職 員 手 当				
補正後	人 9	千円 14,541	千円 11,685	千円 13,453	千円 8,202	千円 47,881		
補正前	9	14,541	11,877	13,453	8,202	48,073		
比較			△ 192			△ 192		
職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	管理職手当
	補正後	千円 76	千円 10,766	千円 625	千円 294	千円	千円 1,592	千円
	補正前	76	10,766	625	294		1,592	
	比較							
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当			計
	補正後	千円 100	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正前	100						13,453
	比較							13,453

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員を除く)

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由	別 内 訳	備 考
給料	△ 192	精算に伴う職員給料減		
職員手当				

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

職員 1 人当たり給与費の状況

区分	1 人当たり給与費 (千円)
補正後	6,340
補正前	6,404

(介護保険事業)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 料			与 費		合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計	共済費		
補正後	人 3	千円	千円 11,685	千円 7,336	千円 19,021	千円 4,149	千円 23,170	
補正前	3		11,877	7,336	19,213	4,149	23,362	
比較			△ 192		△ 192		△ 192	
職員手当 の内 訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当
	補正後	千円 76	千円 5,086	千円 188	千円 294	千円	千円 1,592	千円
	補正前	76	5,086	188	294		1,592	
	比較							
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当			計
	補正後	千円 100	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正前	100						7,336
	比較							7,336

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由	別 内 訳	備 考
給料	△ 192	精算に伴う職員給料減		
職員手当				

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費 (千円)
補正後	6,340
補正前	6,404

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給 料				共済費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職員手当	費 計				
補正後	人 6	千円 14,541	千円	千円 6,117	千円 20,658	千円 4,053	千円 24,711		
補正前	6	14,541		6,117	20,658	4,053	24,711		
比較									
職員手当 の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
	補正後	千円	千円 5,680	千円 437	千円	千円	千円	千円	千円
	補正前		5,680	437					
	比較								
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当				計
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円 6,117
	補正前								6,117
	比較								

議案第 129 号

令和7年度かつらぎ町水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和7年度かつらぎ町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次のとおりとする。

第2条 令和7年度かつらぎ町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（1） 上水道の部

支 出		(単位：千円)		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	水道事業費用	318,548	290	318,838
第2項	営業外費用	16,970	290	17,260

（2） 簡易水道の部

収 入		(単位：千円)		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	水道事業収益	113,930	△31	113,899
第2項	営業外収益	59,875	△31	59,844

支 出		(単位：千円)		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	水道事業費用	132,717	693	133,410
第1項	営業費用	124,244	756	125,000
第2項	営業外費用	7,573	△63	7,510

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額「215,913千円」を「219,520千円」に、過年度分損益勘定留保資金「157,480千円」を「160,742千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「48,433千円」を「48,778千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（1） 上水道の部

支 出		(単位：千円)		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	462,837	4,147	466,984
第1項	建設改良費	422,234	3,800	426,034
第2項	企業債償還金	40,603	347	40,950

（2） 簡易水道の部

収 入		(単位：千円)		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	125,880	△477	125,403
第6項	出資金	7,096	△477	6,619

支 出		(単位：千円)		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	144,152	△1,017	143,135
第2項	企業債償還金	33,588	△1,017	32,571

令和7年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

企業債償還金の確定及び取水・送水ポンプ更新工事等の増額を予算措置いたしたい。

令和 7年度 かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算総括表

(単位：千円)

款	既 決 予 定 額		補 正 額			計
	上水道の部	簡易水道の部	花園梁瀬簡易水道の部	上水道の部	簡易水道の部	花園梁瀬簡易水道の部
(収 益 的 収 入)						
1 水 道 事 業 収 益	283,867	113,930	4,305	0	△ 31	0
(資 本 的 収 入)						
1 資 本 的 収 入	265,898	125,880	852	0	△ 477	0
収 入 合 計	549,765	239,810	5,157	0	△ 508	0
(収 益 的 支 出)						
1 水 道 事 業 費 用	318,548	132,717	6,444	290	693	0
(資 本 的 支 出)						
1 資 本 的 支 出	462,837	144,152	1,554	4,147	△ 1,017	0
支 出 合 計	781,385	276,869	7,998	4,437	△ 324	0
収 支 差 引	△ 231,620	△ 37,059	△ 2,841	△ 4,437	△ 184	0
						△ 276,141

令和7年度 かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書 (第3号)

(上 水 道 の 部)

1. 総括 (収入)

(単位: 千円)

款	補正前の予定額	補正予定額	計
(収 益 的 収 入)			
1 水道事業収益	283,867	0	283,867
(資 本 的 収 入)			
1 資本的収入	265,898	0	265,898
収 入 合 計	549,765	0	549,765

1. 総括 (支出)

(単位: 千円)

款	補正前の 予定額	補正予定額	計	補正予定額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
(収 益 的 支 出)						
1 水道事業費用	318,548	290	318,838			290
(資 本 的 支 出)						
1 資本的支出	462,837	4,147	466,984			4,147
支 出 合 計	781,385	4,437	785,822			4,437

3. 支 出 (収益的支出)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他				
1		水道事業費用	千円 318,548	千円 290	千円 318,838	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	2	営業外費用	16,970	290	17,260			290				
		1 支払利息	6,940	290	7,230			290				
								1 企業債利息	290		企業債償還利息	
		支出合計	318,548	290	318,838			290				

5. 支 出 (資本的支出)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
						特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
						国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1	1	資本的支出	千円 462, 837	千円 4, 147	千円 466, 984	千円		千円 4, 147		千円		千円
		建設改良費	422, 234	3, 800	426, 034			3, 800				
		3 改良更新費	421, 596	3, 800	425, 396			3, 800				
								23 工事請負費	3, 800	取水・送水ポンプ更新工事		
		2	企業債償還金	40, 603	347	40, 950			347			
1 企業債償還金			40, 603	347	40, 950			347				
								1 元金償還金	347	企業債償還元金		
		支出合計	462, 837	4, 147	466, 984			4, 147				

令和7年度 かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書 (第3号)

(簡易水道の部)

1. 総括 (収入)

(単位: 千円)

款	補正前の予定額	補正予定額	計
(収益的収入)			
1 水道事業収益	113,930	△ 31	113,899
(資本的収入)			
1 資本的収入	125,880	△ 477	125,403
収入合計	239,810	△ 508	239,302

1. 総括 (支出)

(単位: 千円)

款	補正前の 予定額	補正予定額	計	補正予定額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債 その他	
(収益的支出)						
1 水道事業費用	132,717	693	133,410		△ 31	724
(資本的支出)						
1 資本的支出	144,152	△ 1,017	143,135		△ 477	△ 540
支出合計	276,869	△ 324	276,545		△ 508	184

2. 收入 (收益的收入)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区分	金額		
1	1	水道事業収益	千円 113,930 △	千円 31	千円 113,899		千円		千円
		営業外収益	59,875 △	31	59,844				
		3繰入金	11,986 △	31	11,955				
	2					1 一般会計繰入金	△	31	企業債償還利息繰入金 2,955－2,986
		収入合計	113,930 △	31	113,899				

3. 支 出 (収益的支出)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額		
						国県支出金	地方債	その他の					
												千円	
1	1	水道事業費用	千円 132,717	千円 693	千円 133,410	千円	△	千円 31	千円 724		千円		千円
		営業費用	124,244	756	125,000				756				
		1 原水浄水費	26,925	756	27,681				756				
									19 修繕費	756	電気計装設備等修繕		
	2	営業外費用	7,573	△ 63	7,510		△	△ 31	△ 32				
1 支払利息		5,553	△ 63	5,490		△	△ 31	△ 32					
								1 企業債利息	△	63 企業債償還利息			
		支出合計	132,717	693	133,410		△	31	724				

4. 収 入 (資本的収入)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1	資本的収入	千円 125,880 △	千円 477	千円 125,403		千円	千円
6	出資金	7,096 △	477	6,619			
	1 出資金	7,096 △	477	6,619			
					1 出資金	△ 477	一般会計出資金 6,619-7,096
	収入合計	125,880 △	477	125,403			

5. 支 出 (資本的支出)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額		
						国県支出金	地方債	その他の					
												千円	
1		資本的支出	千円 144,152 △	千円 1,017	千円 143,135			△	千円 477	千円 540		千円	
	2	企業債償還金	33,588 △	1,017	32,571			△	477	540			
		1 企業債償還金	33,588 △	1,017	32,571			△	477	540			
												1 元金償還金 △	1,017
		支出合計	144,152 △	1,017	143,135			△	477	540			

議案第 130 号

令和7年度かつらぎ町下水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和7年度かつらぎ町下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次のとおりとする。

第2条 令和7年度かつらぎ町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入		(単位：千円)	
款	項	既決予定額	補正予定額
第1款	下水道事業収益	436,438	136
第1項	営業収益	167,949	8
第2項	営業外収益	268,488	128
支 出		(単位：千円)	
款	項	既決予定額	補正予定額
第1款	下水道事業費用	460,642	124
第2項	営業外費用	37,003	124

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「93,648千円」を「93,772千円」に、当年度分損益勘定留保資金「90,299千円」を「90,423千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出		(単位：千円)	
款	項	既決予定額	補正予定額
第1款	資本的支出	295,595	124
第2項	企業債償還金	258,675	124

令和7年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

一般会計繰入金の増額及び企業債償還金の増額を予算措置いたしたい。

令和7年度 かつらぎ町下水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書 (第3号)

1. 総括 (収入)				(単位: 千円)
款	補正前の予定額	補正予定額	計	
(収益的収入)				
1 下水道事業収益	436,438	136	436,574	
(資本的収入)				
1 資本的収入	201,947	0	201,947	
収入合計	638,385	136	638,521	

1. 総括 (支出)				(単位: 千円)		
款	補正前の 予定額	補正予定額	計	補正予定額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債	
(収益的支出)						
1 下水道事業費用	460,642	124	460,766			△ 45
(資本的支出)						
1 資本的支出	295,595	124	295,719			124
支出合計	756,237	248	756,485			79

2. 収 入 (収益的収入)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1	下水道事業収益	千円 436,438	千円 136	千円 436,574		千円	千円
1	営業収益	167,949	8	167,957			
	2 雨水処理負担金	40,929	8	40,937			
					1 雨水処理負担金	8	雨水処理負担金
2	営業外収益	268,488	128	268,616			
	2 他会計補助金	118,223	128	118,351			
					1 一般会計補助金	128	一般会計繰入金
	収入合計	436,438	136	436,574			

3. 支 出 (収益的支出)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節	説明	
						特定財源			一般財源	区分			金額
						国県支出金	地方債	その他					
1		下水道事業費用	千円 460,642	千円 124	千円 460,766	千円		千円 169△	千円 45		千円		
	2	営業外費用		124	37,127			169△	45				
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	30,118	124	30,242			169△	45				
										1 企業債利息	124 企業債利息		
		支出合計	460,642	124	460,766			169△	45				

5. 支 出 (資本的支出)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節	説明	
						特定財源			一般財源	区分			金額
						国県支出金	地方債	その他					
1		資本的支出	千円 295, 595	千円 124	千円 295, 719	千円			千円 124		千円		
	2	企業債償還金	258, 675	124	258, 799				124				
		1 企業債償還金	258, 675	124	258, 799				124				
									1 企業債償還金	124			企業債償還金
		支出合計	295, 595	124	295, 719				124				